



特217  
29

澤辨次郎著

濱口内閣の小作立法批判

21

東京 帝日通信社 發行

始



特217  
29



濱口内閣の小作立法批判



## 序 文

本書は著者の著作プランにある「ブルジョア農業政策批判」中の一項目であつて民政党内閣が立案した「小作立法」を社會學的農政學の見地に立脚して完膚なき迄に批判し、結局斯案は小作法案に名を借る地主法案であると斷じ、斯くの如き反社會的立法案は現下の社會情勢に照して有害無益である。故に斷然此處にノシを附けてその儘返上せんとする意圖を盛つたものである。世の中では民政黨は其の他群小既成政黨に比し、常に自由主義的急進改良主義政策を執るものであると是認して居る。が小作立法を通じて見る民政党内閣は然かく急進改良主義を執るものとしては受取り難い。否なソレよりも急進改良主義の旗蔭にかくれて、その實は土地資本家への協力を最も巧妙に織り込み、民衆の無智を利用して社會政策の美名に包装した政策しか取り得ない政黨であることがハ

ツキリ暴露して居る。斯う斷言するのは私の徒らなる主観に依るものではない。社會的正義の鏡に照して判斷するとき明らかに左様斷言出来るからである。民衆は「小作立法」の名に陶醉して其の正體を剖檢することを忘れてはならぬ。「小作立法」がその實を盛らすして虚偽の内容を盛られてあるとき、恰もパンを求めて石を與へられた時のやうに、その誠意なき態度に憤激を感じるであらう。本書は斯の悔をなからしめる爲に斯案の精神を抽き出して從横に剖檢しその正體を曝露したものに外ならぬ。一言述べて序文に代ゆ。

昭和五年一月二十八日

東京郊外の偶居にて

著者識

# 濱口内閣の小作立法批判 (目次)

**第一章 法案批判の社會的基準**……………(一)

一、緊縮内閣の小作立法……………(一)

二、ブルジョア自由政策……………(八)

三、小作立法に對する根本的誤謬……………(三)

四、小作立法に盛らる可き最大眼目……………(二〇)

五、農村の明日に對する無方針……………(二五)

**第二章 法條の嚴正批判**……………(二六)

一、意識的小作權の無視……………(二六)

二、小作地賃借權とは何か……………(三一)

- 三、土地返還請求權への助勢……………(三七)
- 四、賃借權の最短期五ヶ年……………(四)
- 五、解約權の擅なる横行……………(四九)
- 六、埋葬された耕作權……………(五三)
- 七、小作料一ヶ年分限度の賃借權……………(五五)
- 八、部分辨濟の誘導規定……………(六一)
- 九、有益費償還請求權と涙金(作離料)……………(六七)
- 一〇、作離不拂契約解除權の確立……………(七三)
- 一一、團體協約權の微かなる現芽……………(七九)
- 一二、永小作權解消への積極的規定……………(八五)
- 一三、小作料制限規定の遺棄……………(九一)
- 一四、小作關係中心民法の一形態……………(九六)
- 一五、(結論)——畢竟地主法案……………(一〇三)

## 濱口内閣の小作立法批判

中澤 辨次郎

### 第一章 法案批判の社會的基準

#### 一、緊縮内閣の小作立法

緊縮と節約と綱紀肅正とを以つて施政の大方針とする濱口民政黨内閣が、組閣早々内閣直屬の大掛りな社會政策審議會を設け、各方面の人材を蒐めて國政の重要部分をなす、社會政策全般の審議機關に當てたことは人のよく知る所である。其機關内に特に小作立法委員會を設け、小作立法に對する對策を既設小作

調査會の協力を俟つて樹立することになつた。我々は此のことを新聞紙に依つて知り、濱口氏その人の生真面目さを無條件に信じて居たが爲に、必ずや今度こそ相當の小作立法案が成り立つのではないかと言ふ期待を持つた。例へんはブルジョア、イデオロギーを脱しない社會立法であるにせよ、過度期的な小作立法として或る程度まで承認出来るものが作成されるのではないかと。

所が我々の期待は餘りにも鮮やかに裏切られた。と言ふのは同委員會は數回の集會を開いて御座なりの質問を二三交はした丈けで、忽ち若槻内閣時代に作成してあつた小作法案——後掲條文参照のこと——を以つて答申案に代ゆる旨の答申案を決定——昭和四年十一月一日——し、いとも御手輕に小作法に對する審議を打ち切つて終つたからだ。緊縮節約内閣であるから小作法案の審議も緊縮節約すると言ふ趣旨であるなら一應受け取れないでもないが、何もその位なら初から大掛

りな審議機關等を創設することすら節約して終つた方が言ふが如き内閣の使命たる節約方針に添ふ所以ではなかつたか？それも亦若槻内閣當時の小作法案が較々完全に近いものであつて、社會的異論の尠いものであつたなら、此の際殊更ら荒立て、詮議立てする必要もないのであるが、若槻内閣案そのものが發表當時——昭和二年三月卅日——より非常なる非難のあつたものである丈けに、尙ほ更ら濱口内閣の擧措を我々は不可思議とせざるを得ない。と同時に濱口内閣が若槻内閣時代の小作法案以上一步も出ることが出来ないで、ソレを其の儘踏襲しやうとする不賢明さとその無策とを難詰せざるを得ない。

濱口雄幸氏は人も許し我も任じて居るが如く、生真面目にして重厚綿密の質である。聞くが如くんばよく時代の動嚮を捉へて逸さず、ブルジョア、イデオロギ―の範圍を脱して居ないにしても社會政策的善政を布くに當つて當代人後に

落ちぬ逸材であるとか？我々は濱口氏のその生真面目さとその素質から割り出して考へたから、小心翼翼眼前の瀬縫政策以外に一步も出ることの出来なかつた若槻内閣の小作法案に對しても、時代の新たなる動嚮を汲み入れ、その缺點を補正して或る程度まで輝しき小作法案が作成されるのではないかと云ふ期待を持つたのであつた。

然しながら我々の斯うした人の好い考へ方は全然蹂躪されて終ひ、若槻内閣案小作法の蒸し返へしを現實付けられ、其處に大なる失望を抱かされて終つた。試みに思へ、若槻内閣の倒壊より濱口内閣の出現に到る期間は足掛け三ヶ年である。此の年月を閲みして居る間に時代のテンポは近代社會の特長を尖銳に現はし、刮目に値ひする社會的情勢の變動を告げて居る。今假りに農民の社會生活に重大關係を持つ政治的經濟的變動を例に引いて見ても、若槻内閣時代には

公布されては居り乍ら來だ一回も實施されなかつた普選法が、此の足掛け三ヶ年の間に府縣會を最初として國會、市町村會と此處に全部一巡し、正に第二回の總選舉に直面して居る。而して此間に一國の政治形態の總ゆる機構内に著しい新興階級の躍進を見て居るのである。のみならず其の後に於ける府縣制並に市町村制の改正は、議員の發案權を確認し、從來國會のみに許された立法の權限を府縣會にも市町村會にも許すに到つて居る。更らに作らる可き小作法案と相形影する民事訴訟法の改正——昭和四年十月一日より實施——は、地主小作兩者の權義に對し尠からざる影響を與へて居るのである。尠くとも此の民訴改正は攻撃的地位にある地主の法廷戰術の上に好影響する所が大であり、防禦的地位にある小作人のそれに比し、優勢なる航空軍の援助を得たかの如き觀をさへ呈さしめて居るのである。最少限度に言つても訴訟速決の組織的體系が整へられて居る。

更らに亦此の外若槻内閣時代の小作法案に示唆されて全国各地に簇生した農村土地會社の新らしき對小作人戰術は、小作人を完全なる勞働者の地位に追ひ落す「受負小作」の原始形小作形態の發生を招引して居るのである。

斯くの如く小作法案に對する客觀的狀勢並に主觀的狀勢は若槻内閣當時のソレに比し、年月では僅に三ヶ年の日子に過ぎないが、其の間に著しき變動を見ることが出來るのである。それにも拘らず濱口内閣は此の時代の推移に伴ふ之れ等一切の變動を無視して三ヶ年前の若槻内閣案に立ち戻らうとするのである。我々は此處に濱口内閣の小作政策に對する無定見、無理解と多大の反動化的傾向をさへ認めざるを得ない。政策に對する停滯は保守であり、保守は消極的反動に通ずる。此處に於てか我々は濱口内閣に對しても田中内閣に捧げた反動政府と相似なる反動内閣の賛辭を呈せざる得ない。尠くとも小作立法政策から斷

じて明確にそう斷言出來る。

従つて我々は斯くの如き内閣の手に依つて作成されむとする小作法案に對し社會的意義を發見することは出來ない。ソは兎に角として濱口内閣は既に決定せる答申案に基き小作法案を決して居る。否な若槻内閣案をその儘に今後作らる可きである小作法案として居るから、之れより翻つて徐々に若槻内閣案小作法案従つて濱口内閣小作法案に對し嚴正なる批判を加へその反省を求むることに致さう。

「追記」私は本論の最初の部分を昨昭和四年十一月末から十二月月上旬に懸け、約十回に渡り「新愛知新聞」紙上に於いて「濱口内閣の小作法案」と題して論じた。所が其の後に政府は急遽小作調査會總會を同年十二月十八日九日の兩日に渡り開催して左の如き修正を施すこととなつた。「社會政策審議會」が鶴呑みにした所謂立案が、選極斯の如く修正せざるを得ない事實こそ、取りも直さず斯案小作法案が、選極斯として同法案中を規定して居ること。修正箇所直さず斯案小作法案が、選極斯として果樹の外に茶を加へそれ等の永小作期間を七十年とするは制限規定を設けること(以上)



## 二、ブルジョア圏内の進歩的自由政策

八

掛冠した田中内閣は農業政策の重點を自作農地創定に置いた。之れに反し濱口内閣―若槻内閣も―は小作法の創定を目論見るものゝ如くである。之れは當然に政友會と民政黨の異なる社會的背景の基礎の上に立つ農業政策の相違である。從來政友會は都市に於いては工業資本と金融資本の背景を負ひ、農村に於いては地主階級の利益を代表して居た。之れに對し民政黨は都市に於いては比較的輕工業と中小商工階級とを味方とし、農村に於いては自作農以下の細小農層にその重點を置いて居た。此の立場にある政友會と民政黨との農業政策に多少の徑廷のあるのは社會的當然である。然し乍ら在野黨として蒞む農業政策には民政黨のソレの方が力強いが、一度び朝に立つた曉には政友會の農業政策に一段の強みが出て来る。ソレは權力を維持する經濟的背景が旺盛だからである。

支配網を完成する上に於いて金權の支配を得るに容易だからである。

然るに從來民政黨は朝に於いて立つた場合此の不利の立場に立脚して兎も角政友會のソレに比し進歩的な自由主義的な政策を振り廻し、社會政策的立法に精進するかの如き氣勢を示した。その部分表現が即ち若槻内閣の従つて濱口内閣の小作法案である。我々は小作法案を作成したと言ふ丈で、直ちに當局の社會立法に對する誠意の有無を尺度することは出来ない。がソレにしても社會立法に何等の關心を持たない當局のソレよりも、其處に多少の誠意らしきものを認めることが出来る。案そのものゝ内容は如何に不満足のものであらうとも近かい將來に於いて必ずや何れかの内閣の力に依つて公布され可きである小作法なるものゝ輪廓丈けを拵へ上げたと言ふ一臂の力丈けは認めてやつても差し支へない。何うせブルジョアデーの支持なしには現在の政權を維持すること

の出来ない既成政黨内の部分層である一聯の民政黨内閣である。彼等に許された現在の政治的水準に依り、一と通りの案を立て、我々示された小作法案が、將來作らる可きである小作立法上の重要基準となし得る價值があるないは別問題として、其の時代の政治的情勢従つて經濟的社會的實力と意志の反映として歴史的に一應の意義ある參考資料であることに間違ひはない。

我々は此の意味に於いて若槻内閣従つて濱口内閣の作成した小作法案を虚心恒懐に検討して見る必要を感じる。好むと好まざるに拘らず、我が國に於いては近かき將來に於いて地主と小作人の經濟的社會的地位を或る程度に於いて決定すべき小作法の作成され可き社會條件の下に置かれて居る。然るに曩きの田中内閣は此の社會關係を無視して組閣當初忽然として小作立法對策を破棄し、積極政策に名を借る、その實は地主階級の土地賣り抜けの助成に計畫的寄與を

なす可く三十億に近い自作農地債券案を基礎とする自作農地創定案を樹てたのであつた。ソレとこれと比較検討するとき、何れを取るかと言へば我々は無條件に小作立法を中心とする農業政策を執るに躊躇しない。

けれども我々は原則的意味に於いて民政黨内閣の小作立法に賛意を表する譯には行かない。ソレは民政黨と雖も政友會並に其の他一切の群小既成政黨と共に民衆の利害と對立するブルジョアダーの特定利益代表の相異つた集團に過ぎないと思ふからである。試みに既成政黨政治を見るに、近代政治そのものが特定の金權と閥族の殘黨に抗して民衆の總合意識を政治的組織の中心に反映せしめ、民衆全體の生活を立憲的機關に依つて向上せしめ可きであるのに、最近に於ける政黨政治のソレは政友會と言はず民政黨と言はず金權と密通し閥族の殘黨と苟合して、如何にして民衆の政治的支配を完成すべきかを腐心し、如何に

して民衆を合法的に搾取して行く可きかをその眼目として居る。その如實の現はれば、若槻内閣倒壊の直接原因をなした台湾銀行に對する救済資金二億圓の融通並に其の後の政友會内閣の手に依つて貸し出された七億圓の震災手形特別處理法案、並にその後矢継ぎ早に實行され殆んど牧舉に暇なき利權政治の如きは、如何に最負目に見ても民衆の利害とは相反する政治現象である。而もソレが纔かに政友會内閣に於いて特に露骨な行動がとられたと言ふ丈けであつて、民政黨内閣だから斷じて之れを行はぬと言ふ保證は立てられない現狀に顧み、斯様な既成政黨者流の手に依つて、社會的立法の完成を望むことが既に我々の間違であるからだ。畢竟民政黨内閣の小作法は、最近に於いて特に顯著となれる既成政黨政治の急速なる没落過程の政治的現實に於いて、如何にして民衆の信頼を繼ぐ可きかを藻掻きつゝあるブルジョアデー政治圏内に於ける進歩的自

由主義者の最後の民衆欺瞞政策に過ぎない。之れ等の政策が實現されると否とに不拘ず、既成政黨政治は近かき將來に於いて一齊に民衆の裏反を受け可き内質的禍因を持つ、小川某並に天岡某等の没落は偶々既成政黨全部を一環する没落過程の一條の浮標に過ぎない。然もソレは實に政友も民政も其他群小既成政黨の全部を一貫する現實的政治過程である。だから我々は元々斯様な過程を過程しつゝある没落下の集團に向つて社會的立法の完成は斷念して居るのである

### 三、小作立法に對する根本的誤謬觀念

従つて彼等のなすが儘に社會立法を任して置けば、民衆の社會生活は今後更に低下すべく強制される。其處で彼等の作成した法案に忌憚なき嚴正批判を加へて行く勞を措しみてはならぬと思ふ。

扱て其處で批判の本筋に筆を引戻し、濱口内閣小作法案の批判に移るがその前更らに政府の小作立法に對する根本的な考へ方を検討して見る。從來當局が一つの社會的新立法案を議會提案に先き立つて一般社會に發表——既に昭和二年三月——するに當つては大體に於いて二つの場合を想像することが出来る。その一つは最も自信力のある法案を積極的に發表して社會的輿論を克服し、以つて議場内の空氣を壓倒せんとする氣構へのある場合であり、他の一つは立案そのものに自信力を持つてゐない法案を作つた場合社會に對し消極的に發表して、暗に社會から教へを求め、事前に於いてよりよく修正せんとする場合がそれである。前者の場合には多大の自惚れと專斷的氣構へとがあり／＼して居る。これに反し後者の場合には如何にも卑屈らしさがある。けれどもその代り自信のない案を輿論に依つて教へを受け乍ら修正せんとする謙讓の態度と、デモクラチック

の氣分とが窺へる。今日まで幾度か立案し或る時は議會にまで提案して終に審議未了の儘に葬られた彼の勞働組合法案の如きは大體に於いて後者に屬する。去り乍ら社會は之れに對して何等の反感を持たない。不徹底の案が今日通過するよりも他日新興勢力が議會内部に或る程までその勢力を扶殖した曉に於いてソレを完成しやうとする期待さへも懸けられて其處に幾分好意的な見送氣分を現はして居る。

然るに過般濱口内閣が従つて若槻内閣が發表した小作法案の如きは前者に屬するものであらう。政府は彼の小作法案に對し充分期する所あるものゝ如く、二代の内閣を通じて同一案を殆んど無修正(註)の儘に決定して社會的批判を求めて居る。政府は既に若槻内閣の小作調査會當時に於いて「小作法制定上規定すべき事項に關する要綱」として發表し社會的輿論の濼踏みをした時、殆んど

之れに對する目星しい修正意見の出なかつたのを見て、社會的輿論興みし易しと見て取り、次いで勇敢に法文化した原案を發表した。勿論發表の表面理由は社會の公正なる批判を求めにあるが、その内實は之れに依つて社會的輿論の克服並に議會内の空氣リードにある——其の態度には可なりの反感をさへ湧かして居るものが尠くはない。だが此の積極的發表の事實に依り、社會一般に對し小作法案に對する注目と準備を喚び起さしめた効果は否定出來ない。従つて其の發表態度に超越して考へるならば斯くの如く農村社會に對して重大なる影響を持つ案が、事前に發表されると言ふことソレ自身は決して咎む可きではない數年前までは總べての立法案に對し秘密主義を奉じ、議會提案に至るまではその案の全豹を社會に覗はしむることは斷然行はなかつた。所が小作法案は此の舊來の型を破つて自發的に堂々發表したのであるから、政府としては此の點か

ら考へても二重の意味に於いて充分なる確信の基礎の上に立つものであることが首肯出來る。

其處で私も一切の感情を抜き極めて公平無私の立場から七十六條の長きに渡る法案を一氣に讀了して見た。所が讀み終つて其處に大きな失望を新しくした。と同時に「正しい小作法案の出るのは前途尙ほ遼遠である」と言ふ感じを深めた。その感じを一言にして盡せば小作法案起草の根本觀念が間違つて居る。之れでは絶対に完全公正なる小作法案は出來ないと斷言し得る。時の或る小作調査委員は「小作法は超階級的立法で」と放言したことがあるが、斯案は大體に於いて此のイデオロギーの下に起案されて居るものに外ならぬ。

なる程小作立法中の部分層である小作調停法の如き手續法の作成には以上の如き考へ方が順當であるかも知れない。然し乍ら小作法は小作調停法と異り、

手續法ではなくして實體法である。不當の慣習に依つて奮はれて居る小作人階級の生活權を小作法の規定に基いて正當權利者の手に完全に確保すべき使命を帯びた法案である。其處に超階級的觀念の所在を許るさない明確なる現實に照して階級的利害代表を擔當すべき法案でなければならぬ。具體的に言へば地主階級の手に預けてある小作人階級の勞働の結果を本法に依つて正當なる所有者の手に取り戻さしむ可き役割を或る程度まで果す可く編み出されたものが小作法でなければならぬ。彼の都市に實施されて居る借地借家法のソレに多少此の片影が表はれて居るが、小作法に於いては住居權のソレより生活權の確立を根本とするが故に、更らに一層此の點が明確に表現され可きである。その爲に地主階級の利益が多少でも毀損されると言ふことであるならば、ソレは小作法案に於いて考へられ可きではなくして、別に地主法案―若しそんな法律案が考

へらるゝなら―に於いて考へらる可きである。地主法と小作法とを混淆して超階級的立法であると放言するが如きは、欺瞞的言動か然らずんば錯覺した觀念の下に起案するからである。そのとき小作法として規定すべき條項は幾多の既存法律の部分項目に牴觸して、其處に多くの修正を要することゝなる。然し乍ら小作法案は須く強行規定に依つて小作人の生活權が保護されねばならぬ。所有權に對する制限規定であり小作人の耕作的事實に對する救濟規定が盛らる可きである。然るに斯案は此の重點を曖昧にして居るが爲に。右に曲り左に折れて小作人にも地主にも不満を感じさせる條項に依つて成立して居る。だから兩者に對して所謂帶には短く裨に長過ぎる中途半端な規定と化して、寧ろ無くもがなの感じを起させるのみである。従つて斯案の最も大なる缺點は右か左か否地主本位か小作人本位かその主要對象を明確に決定して作成されなかつた所

に伏在して居ると言へる。

#### 四、農村の明日に對する無方針

濱口内閣の小作法こそは既述した如く極めてアツケなくその審議を打ち切つて前案―若槻内閣案―を鵜呑みに決定して終つたが、その原案となつた若槻内閣時代の小作法草案は實に周到の調査と綿密なる審議を盡したものであつた。試みにその審議振りを述べて見ると、大正十五年六月以來十月末日に到る約五箇月の間、當代有数の學者専門家五十名を委員とする小作調査會を設け、専ら小作立法に對する基礎的研究を行ひ、其の間總會を開くこと十六回の多きに亘つて初めて小作法案要綱なるものを決定して政府に答申した。政府は更らにその答申に基いて關係各省協力の下に約半ヶ年を費して條文を練り上げた。だか

ら其の手續きには一點も間然する所のない審議が盡されてあるものと見る事が出来る。此の周到なる用意と此の綿密なる準備は、大いに多とするに足るが他面から言へば、ソレ故に亦徒らに既存法に拘泥し過ぎた、新興農民階級の生活の現實に即さない反社會的な條文を作り上げて終はらねばならぬ過誤を犯して居る。だから必然に農民の生活の發展を動嚮せしめるに足る社會的注意が拂はれて居ない。法文は七十六條に及ぶが、たゞの一條でも農民の生活權を確保するに足る救濟規定が盛られてない。更らに進むで言へば生きた農民の明日に於ける社會的秩序を如何に律す可きかに就いて始んど無關心である。常に動搖して止まる所を知らぬ貧農層の經濟的地位、並に社會的地位に對する安定を企圖すべき關心が拂はれて居ない。

近來小作立法の問題が社會的重要性を加ふるに到つた最も大なる原因は、現

行民法が新興農民の生活の發展力を合理的に統制し又は誘導して行く丈けの能力を失ひ—元々ソソな力はなかつたかも知れぬ、私有財産特に所有權の高度擁護を目的として成立して居る民法に—既に今日に於いては反つて農民の生活を不當に壓迫する障害とさへもなつて居るとき、作らる可き新たな小作立法は尠くとも既存法の此の缺點を充分に補ふに足るものでなければならぬ。而して同時に其の社會生活に對し生活上の合理的基準を與ふる丈けの深みと力を兼ね備へたものであることを必要とする。

例へば小作料の經減は減收の事實、凶作の實證に依つてのみ行はれるものではなくして、ソレとは獨立に小作農階級の生活が合理的に支持出來ない迄に小作料が高く決定されてあるならば、法律は之れに向つて強制規定を設け、最高小作料を決定することに依つて、その生活を保護して行かなければならぬ。然

るに作られた草案は、小作料の經減は減作に基く事實にのみ立脚し、而も極めて封建的性質を帯びた「檢見制」復活に待ち、之れに配する小作官の權限を過大に認め、減收調査委員、小作委員會、鑑定委員會等の官選組織を以て、如何にせば所有權の權限に屬する小作料徵收權を擁護すべきかが考慮されて居る丈けであつて、小作人階級の生活權の擁護の如きは殆んど問題とはされて居ない。と云ふよりも七十六條に亘る草案はタイラントの如き威力を持つて所有權の命の儘に曲りくねつた途を通つて居るが、結局所有權を中心とした小作法案と云ふには餘りにも心細い地主法案であるに過ぎない。と云ふ方が最も適切であつて斯くの如き内容の法案に小作立法としての社會的重要性は全然認められぬ。従つて折角作られても新興農民の政治的勢力が伸張すれば、その生活の發展力と共に、明日は直に改竄されねばならぬであらう。



勿論部分的に言へば新興農民に對して物權化された小作權を認容する規定もないではないが、ソレには別に特別の考慮が拂はれ、大なる制限が附されて居る。その他殆んど全條を擧げて現行民法の不備を更に一層改悪したものである。小作爭議の争點の多くは現行民法の不備に依存する。所がその不備なる民法の改悪に相當する草案であるとき、小作爭議解決の一案として考へ出されたものが反つて争ひの種子蒔きの具に化すると云ふに至つては、實に天下の奇觀である。従つて若しも草案が此の儘法律となつて施行されるが如きことあれば、地主小作人間の争ひは今日以上更に多く増加するであらう。勿論現行民法の如く廣い範圍に渡つた争點は起らないにしても、特別法律案が具體的に示した狭い範圍内の争點に於いて、より深刻な争議を醸すであらう。而もその争議は特別立法に依つて激成される争議である以上、此の法律案の實施される限りその争議は

繼續して殆んど解決の端緒を見出すに困難を來すであらう。だから極言する者から言へば此の草案は地主小作人間の權益を公正に決定する基準となるものではなくして、反つて争議の動因を振り蒔く所の「小作爭議煽動法案」であると非難される恐れさへある。民法上の規定を二三換骨奪胎して作つた、民法の延長法以外の何ものでもない、故に斯の如き草案に對しては斷じて社會的立法の名を冠することを許されるものではない。

## 五、小作法案に盛らる可き最大眼目

苟も當局が小作問題解決の一案として起案する小作法は現下の紛糾して止まる所を知らぬ地主對小作人間の權益關係を明確に規定することを要し、其の間に繋争の餘地を止めるものであつてはならぬ。ナゼなら争點を内含する法制を

此の際殊更ら新定する必要はないからである——と同時に、今後の農村社會に對し或る程度の社會的統制力を持つた形態を整ふることを必要とする。換言すれば作らる可き小作法は今後の農村社會の全局に對し、合目的に指導精神が盛りれた法則であることを必要とする。最少限度に言つても新立法の内容は争ひの禍因を絶つに足る要素を持つたものであることを必要とする。

具體的に言へば新興農民層の社會生活を合理的に發展せしむるに足る啓發的指導力を内含するものであることを豫件とする。ソレ故に新興農民階級の耕作の現實を擁護して不當に加はつて居た過去の重壓を取り拂ひ、自然に芽生ゆる權利の伸暢を助成する。之れが現在に於いて起案され可き小作法案の最大眼目でなければならぬ。このことは管に小作人階級の部分的利益に於いて考へられることのみではなく、眞に我が國の農村の現實特に資本主義社會に於ける農業

の非營利的生産の地位並にソレに依つて醸される人口給養の問題乃至一國の食糧問題等の諸見地から考へて實際の耕作を續け現實の生産に携つて居る者の權利を可及的に擁護することが必要となつて來るのである。此處に於いてか新興農民階級の生活權確保の問題は社會問題としてのみではなく、更らに一國の産業政策の上からもその重要性を高める。而も此の種階級の生活權確保は次の三點を決定することに依つて成就するのである。

- 一、耕作權の確立強化
- 一、最高小作料の制限
- 一、其他小作條件(契約の内質)の改善

ソレ故に他の總ゆる條件が如何に整備さたて居らうとも、此の三點を逸したる小作法案は現實の立法問題としてソレは徒らなる繁文褥禮に過ぎない。と云ふよりも寧ろ條文の整備は問題を多岐に導き争點の範圍擴大となる許りである。

## 第二章 法條の嚴正批判

### 一、意識的小作權の無視

翻つて斯案を見るに、小作立法の最大眼目である耕作の擁護が何處に何の程度に於いて規定されて居るのであらう。なる程第一章の總則

第一條 本法は耕作を目的とする土地の賃貸借及永小作を適用す

本法に於いて小作地と稱するは前項の賃貸借の目的たる土地を謂ひ、永小作地と稱するは前項の永小作の目的たる土地を謂ふ

第二條 賃借人が小作地に附隨して宅地、採草地、立木、建物其の他の物を使用又は収益する權利を有する場合に於て其の權利の存續及消滅は賃借權の存續及消滅に従ふ、但し當事者が別段の定を爲したるとき又は小作地の

附隨物に關する債務履行に因り契約の解除ありたるときは此の限りにあらず

此の二條に現はされたる斯案の意味は、舊來の民法と同じく土地の小作關係を賃貸借と永小作の二種に分け、民法上の賃貸借を小作權として認めやうとする新しき意味は含まれて居ないのである。而して同時に「耕作を目的とする」土地のみに適用せんとする案であるから、當然に鹽田小作、山林小作、家畜小作等並に牧畜用土地の小作に就いては、本法に於いて取り扱ふ限りではないことになつて居る。

斯くの如き狹義の決定法が果して將來の小作關係を律する法典として適當であるか否かに就ては別の機會に詳論するとして新に作らる可き小作法中に舊民法案者の典型的分類法に盲從して小作地を賃貸借と永小作の二種丈に分類した

ことに就いては大い異論を述べねばならぬ。民法上の永小作、普通小作との相違は單に登記があるか無いかの相違に止る。實際永年の慣習に依つて小作人が永代に渡る小作權を握つて居ても、ソレが登記手續が過程して居ない場合には永小作權として法認されないのである。然るに我が國の小作慣習の實際は、極めて少數一部の場合を除外し、その他の小作關係は何れも實際上の永小作關係となつて居る。兩者の間に特別の紛議がない限り、一度小作關係の發生した土地は永續的な小作關係に移入する。排他獨占的な所有權を握つて居る地主と雖も此の實際の上に於ける小作關係を徒らに自己の都合に依つて年々に區切つた小作關係として取り扱ふことは、農村多年の小作慣習がそれを許さない。

従つて例へ小作證書に一年限りの年々小作契約を締結した場合であつても、ソレは單なる空文にして實際は永久的小作關係に置かれるのが通例である。従

つて起案された小作法案が眞に農村の實狀を參酌したものとすれば、民法上の規定に於ける不備を補足する意味に於いて、賃貸費、永小作の二大區分の外に登記なくして實際は永小作に代位して居る普通小作に對し小作權——耕作權——てふ新しき耕作上の地位を確保せしめ可きである。然るに起案者は此の餘りにも容易なる——慣習に合法性を與ふる丈けの——法認を意織的に無視して居るのである。而して小作人の通念と相添ひ難い賃貸借上の觀念を強制せんとして居る。起案者が農村の實狀を無視し、小作人の經濟的地位の向上を如何にして阻止すべきかを腐心した跡は斯くてその第一條に露骨な意思表示があることを我々は見逃してはならぬ。

## 二、小作地賃借權とは何か

更らに第二條に於いて起案者は社會立法的見地から言ふ重大なる過誤を犯か

して居るを指摘しなければならぬ。ソレは小作者の宅地使用に對し採草地や立木と同一の使用條件に於いて居住權を認容せんとする輕卒の企圖である。勿論起案者の考へ方は宅地即ち小作人の住居も小作地に附隨してのみ考へられ、小作地の使用權が消滅した場合には當然に小作人はその宅地を引き上げ可き條件の下に意圖された條文と見るが、實際に於いて小作人は土地を引き上げられることが既に生活上重大なる脅威であるにも拘らず、更らにその上に居住權を同時に侵害されて終つては耐まつたものではない。従つて當然に此の條文の中の宅地に對する部分に對しては小作者の居住權を或る期間確認する救濟規定が設けらる可きである。

第二章の「小作地賃貸借の効力」(第四條より第七條)は起案者が本法を指して新時代の精神を汲み入れた社會立法の精華として誇る所の小作權に關する規定を設けた章である。條文に就いて其の全豹を窺ふことに致さん。

第四條 小作地賃貸借は其の登記なきも小作地の引渡しありたるときは爾後

其の小作地に付き物權を取得したる者に對し其の効力を生ず

民法第五百六十六條第一項及第三項の規定は登記せざる賃貸借の目的たる

小作地が賣買の目的物なる場合は之れを準用す。民法第五百三十三條の規

定は前項の場合に之を準用す

これが即ち小作權の物權化として若槻内閣時代にも又今次の濱口内閣の下に於いても起案者が誇らかに示す小作權の焦點である。なる程從來の小作關係は極めて稀れに登記手續を経た永小作地以外の土地は、總て債權契約であるが爲に、僅に契約上の兩當事者を拘束する——否な小作人の權利を拘束するのみで地主に對しては所有權の自由なる橫行を容認して居た——丈けであつて、第三者に對する拘束力がなかつた。其の爲に惡意の地主に懸つて土地引上を企圖されるとき、之に應ぜざる場合は地震賣買——假想賣買——等の方法に依り、一

時的に形式的所有権の移動が行はれて終へば、舊小作人は新地主に對し合法的に何等の對抗力を持たない。如何に小作人の負擔で土地改良が行はれて居らうとも、新地主の命の儘に土地返還の嚴命に服さなければならぬ。然るに斯案に依ると登記を経ずして小作地の引渡しと云ふ事實さへあれば、ソレに依つて爾後小作人は物權を取得したる何れの第三者にも對抗出来るのであるから、此の條文は慥かに舊來の小作人に對し重要な救濟規定である。地主の一方的意思に依つて土地返還の脅威に晒らされた現行民法上の債權に比し、小作人の生活手段は堅固な法域に守られると云ふことになる。

けれども買被つては行かない。本條の意味は小作地の上に有する小作人の權利を債權的地位から物權に向上せしめると言ふのではない。小作地賃借權の物權化であり、物權化された債權そのものは原則として債權である。ソレ以外の

何ものにもなつて居ない。だからその賃借權たるや「賃貸人の承諾あるに非ざれば之を讓渡することを得」(第五條)ない賃借權に過ぎない。強いて言へば此賃借權は都市の借地借家法に於いて、逸ち早く認められて居る借地借家權の物權化と同様に、登録を待たずして第三者の物權に對し對抗的な發動力があると云ふだけが、絶對の取り柄であり「賃貸人が其の小作地を他に賣却せんとするときは命令の定むる所に依り、賃借人に對し一定の期間を定めて買取りの協議に應ずべき旨通知することを要す」(第六條)と規定して、所有權者に對し賣却通知の義務負擔をさせ、小作人に對し形式的な土地の先買權を認めて居るに止まる。而もその通知は單なる通知義務であるから、實際の賣買交渉に移り不當の條件を提出されても、ソレに對する制限規定はない。だから所謂兩者の自由契約に依つて賣買の交渉は進められ可きである。従つて惡意の賃貸人が、賃借人

の買取り得ざる價格と、切迫した期日とを譲渡條件とする時、第七條の規定に依つて當然に「期間内に賣買の協議調はざるときは、爾後貸貸人は其の小作地又は永小作權を他に賣却することを得」る段取となる。従つて貸貸人の有する所有主の尊權は此處に於いて完全に保護されて居る。

小作權の物權化、其の名の輝やかしくして何んぞその實質の伴はざる。此處に於いてか貸借人の總ては明確に意識しなければならぬ。斯案の物權化されたる賃借權とは、たゞ僅に登記を待たずして何れの第三者——主として新地主——にも一應對抗出来るが、一度び惡意の所有權が合法的に發動するとき、後で述べる第十六條並に第十八條の規定に依つて單に抽象的な「背信の行爲」又は「信義に反する」と認められた場合、一ヶ年分の小作料を限度として餘りにも容易にその生活手段を奪はれて終はねばならぬと言ふことを。而もソレが法

律の名に於いて貸貸人に公認される合法的手段である。此處に於いてか新興農民階級は耕作權の物權化を求めて、物權化された債權——賃借權——を與へられんとして居るのだ。物權化された債權が所有權の排他獨占的の權限に立ち向ふ場合、例へ斯案が法律となつて公布されやうとも、現行法に於いて見るが如くソレは餘りにも悲惨たる敗北を招かねばならぬ危險に立つことを知らねばならぬ。

### 三、土地返還請求權への助勢

小作地の賃借權を物權化すればソレは當然に農村の慣用語に従つて鋤先權であり、(草切權であり、作場權であり、作り株であり)小作權であらねばならぬ。然るに起案者は農民に最も馴染の深いそつとして學問的に言つても一種のテク

ニツクとして堂々と使用出来る小作權の稱を廢して殊更ら小作地賃借權と呼ぶ小作權の持つ明確なる意味と小作地賃借なる名を持つ難澁なる意味と何れが優劣あるか？我々は左様な字義に就いて今此處で特に詮索するの必要はないが、而も起案者が敢へて難澁字句を採用した動機と意圖に對しては小作法案全體の傾向を判斷する上に重大なる關係があることに氣付かずには居られない。一言にして盡せば小作權を採用せずして、小作地賃借を取つた所以のものは、小作權の擁護を目的とせず所有權の時代的動搖に對する確保を根本的目的として居るからだ。

此の反社會立法的目的の如實な立證は次いで述べんとする第八條の規定並に第九條の規定、第十條の規定に依つて明かにすることが出来る。而して折角物權化された、土地の所謂賃借權は無殘にも此處で消滅を強ひられるのである。

即ち

第八條 當事者が小作地賃借の期間を定めざりしときは各當事者は民法第六百十七條第二項——(筆者註)收穫季節ある土地の賃借については其の季節後次の耕作に着手する前に解約の申入をなすことを要す——の規定に拘らず何時にても解約の申入を爲すことを得。小作地賃借權は前項の解約申入後一年を経過するに因りて終了す。

第九條 前條又は十三條の規定に依る賃借終了の場合に於いて小作地に終了の時より一年内に收穫すべき作物(作物に付主従の別あるときは主たる作物)が現に存するときは收穫終了する迄賃借は仍存續するものと看做す、但し貸貸人又は轉貸人が信義に反し賃借關係の終了を妨ぐる目的を以て濫りに作付を爲したる場合は此の限りに在らず。



第十條 當事者が小作地賃貸借の期間を定めたるもその一方又は各自がその期間内に解約を爲す権利を留保したるときには前二條の規定を準用す。

不備なる現行民法に於いてすら解約の申入に對しては收穫季節後次の耕作に着手する直前とその期間を限定して小作人の企業權を尊重して居るのである。

然かるに斯案第八條の規定に於いては不定期小作——我が國の小作契約の大部分は不定期である——は何時でも契約解消の申入れを許し、賃借權の物權的效果を消滅せしめんとするのである。第九條の規定に於いて前條第二項に依る期間終了の時より一年内に收穫すべき作物が現にあれば、その收穫終了する迄は賃借權に命脈がある。が然し、「信義」に反し賃貸借關係終了を妨ぐる目的のある作付と認定された場合には、その一ケ年の猶豫すら許容されないのである。

所で此處に問題となるのは信義とは何を規準として判斷するかである。と同時に信義を何故に一方的の義務の供與に止めて居るかである。反對條件を考へて見る。小作人が肥培耕耘を充分にして土地の生産力を高めたのを見込むで之れが引上げを目論見る地主があつた場合、其の解約申入を果して第九條に言ふ信義に反した行動でないと言ひ切り得るか、又此の場合に賃借人が作付行爲をなしたとして、ソレが賃貸借終了を妨ぐる目的と見做せるか何うか？然るに本條の持つ意味は前者に適用せずして後者にのみ適用することを目的として居る而も第七條に依ればその一方が解約權を留守した場合にも第八條の隨意解約と第九條の信義條項が準用されると云ふのである。所有權者保護の爲には斯くの如く極めて些細な條件にまで尖鋭な注意を拂ひ乍ら、之れに反し賃借者保護

に關しては、起案者は立法良心の魔睡に陥つて居る。當然の救済規定を總て忘れ去らうとするのである。

此の規定關係に於いて推定出来る事柄は、小作權者が物權化された賃借權の美名に酔ひ、絶大の努力を拂つて土地の改良を行ひ、従つて土地の使用價值並に交換價值を著しく向上した場合、之れを見込みて賃貸人が第八條並に第九條の規定を逆用して解約の申入れをしたとすると、一ヶ年後には當然に其の土地は賃貸人の手に取り戻されて終ふ。假に此の場合小作權者はその背信的行爲を道徳的に結問し得るとしても、法律的には全く手の下しやうがない。其處で小作權者が怒つて小作料不納の擧に出れば、譯もなく賃貸者の「ワナ」に誘導されて、後で述べる第十六條の規定第十八條及び第二十三條の規定に依つて、結

局一ヶ年分を最高額とする「涙金」制度に依り、合法的解約行動が取られる。ソレ故に賃貸人は一ヶ年の小作料損失を準備しさへすれば、何時でもソレに數十倍する賃借者負擔になる土地改良の利益を獨占し得る、而も斯の如き惡意の賃貸主を拘束する所の規定は前述の如く本法案には少しも掲げられては居ない。此處に於いてか斯案は賃貸者の背信的行爲は自由に放任し、小作權者の正當防衛行爲は保護しない仕組みに作成されて居ると云ふことが出来るのである。従つて斯案は結果に於いて經濟市場に於ける惡貨が、漸次良貨を驅逐して行くやうに、小作地を悪用する賃貸者を蔓らしめると同時に、土地改良と生産増殖の重任を果す可き小作權者からその唯一の生活手段である土地の奪ひ上げを助成せんとする規定化して居るのである。起案者は斯くの如き反社會政策的農政上の矛盾を果して如何に見るか？

#### 四、賃借權の期限は最短期五ケ年

四四

普通小作は我が國に於ける典型的な小作形態である。此の小作形態を一年限りの小作契約であると認定を下すものに、一團の地主と支配階級がある。前者は所有權強化を目的とする經濟的立場に立つが、後者は支配權完成途上に於いて前者の經濟的組織を利用せんとする政治的立場に立ち、計畫的に小作權短期化への協力をして居た。此の種の經濟的・政治的・特殊目的の基礎の上に立つ階級から言へば、當然に小作期間の最短期間を五ケ年に決定することは小作人に對する大讓歩を意味する。去れば斯案第十一條に於いて小作期限の最短期を左の如く草案したこと●に就いて、起案者は賃借權の物權化と共に恩惠のお布施をしたような氣構へで得意滿面の高唱である。

第十一條 小作地賃貸賃の期間を定むるときはその期間は五年を下ることを得ず。若し之れより短き期間を以て賃貸借を爲したるときは其の期間は之れを五年とす。

前項の規定は兵役、疾病其他已むことを得ざる事由に因りて自から耕作すること能はざる爲め一時土地を賃貸する場合又は土地使用の目的の變更其他の特別の事由に因りて五年以上賃貸すること能はざること明かなる場合には之れを適用せず、

即ち之れがソレに當る。なる程今日の小作契約期間は其の小作證書文面の形式から眺めれば多くは、一ケ年限りとなつて居る。ソレに比較して斯案は小作人に對し期限的には約五倍の讓歩であると思ふことが出來やう。けれども此の關係を左様に解釋することは、甚しく非現實的である。小作證書には年々限り

の文字を使用して居ても——封建時代に於いて年貢米の苛斂誅求を極めた時、年貢米の基礎となつて居る小作料を領主の誅求率に應じて尠く記載せしめんが爲めに、言ひ換へれば地主の負担すべき年貢米の輕減を計らんが爲に、小作證書は地主の懇請に依つて其の書き代へ機會を多からしむる必要上、假りに年々小作の形式を取つたものであつたが、ソレが長期に亘つて慣用されて居る間に自然的慣用文辭となつて終ひ、明治維新後は、その必要なきに到つても地主の意識的計畫的踏襲に依つて現在に慣用されて居る——双方の合意に依つて實際はその一枚の小作證書に依つて何十年となく否な永代に向つて繼續的小作關係にあることがその相互精神である。だから形式的には年々小作の文面であつても、事實に於いて永久的小作關係である。然るに此の小作慣行に對して最短期間を五ヶ年と限定することが果して小作人に對する讓歩に値ひするか？強いて五ヶ年

と云ふ期間を限定しないならば、從來我が國に於ける大部分の小作關係は前述の如く不定期の永久的小作關係であるから反つて小作人の權利は強化され可きである。

然かるに斯案は過つて——實際は意識的に——期間に五ヶ年の限定を下して終つた。五ヶ年を一期とする小作關係に於いて例へ更新の別途が開かれてあらうとも、果して今日の小作人が從來の如く土地の上に半永久的安定を得て肥培耕耘に従事し得るであらうか？特に土地の如き偉大な不増不減の自然物が徴々たる人間の力に依つて五年や六年の間に栽培收益に適する最良度の状態に馴致され可きではない。尠くとも土地の持つ最大生産能率を常に擧げんとするには必然にその使用状態が永久的であることを眼目とする。而も小作人が此の大自然物の上に切々として年々の肥培耕耘を捧げる所以のものは、其の土地が形式の如何を問はず單なる口頭契約であつてさへ、實際的には半永久的耕作が繼續出

來ると云ふ前提の下に、敢へてソレに従事して居たのである。況んや小作權者はその土地の上には一年作の米麥蔬菜に限らず、桑、茶、果樹等其の他一切の多年生植物を栽培して居るのである。斯くの如き耕作種類を持つ場合、何うして五ヶ年と云ふ期限付き小作期間で最良の耕作を繼續せしめる所以となり得るであらう。更らに亦我々が五ヶ年と云ふ小作期限を考へる場合、大きな悩みとなるものは、五ヶ年以上の繼續關係にある小作期間が總べて五ヶ年と云ふ最短期限に短縮されるであらうと言ふことの憂懼と、最短期を決しながら一方最長期に對する決定を規定しない爲に、其の制限は當然に民法六百四條の規定に依つて最大最長期「二十ヶ年を超ゆることを得」ない制約を受けると云ふことである。何れにしても斯案が此の儘將來公布されるものとするや舊來の半永久的小作關係は最大最長期二十年となり、最短期は五ヶ年とる。而も此の期間内に於ける小作權

―否な賃借權―は決して絶対の安定狀態に置かれて居るものではなく、例へば十五條に於いて「小作地の賃貸人は賃借人に背信の行爲なき限り、不當の理由に依り惡意を以つて解約の申入をなし又は契約の更新を拒むことを得ない」救濟規定が設けてあらうとも、ソレと異なる目的を持つた第十六條並に第二十三條等の規定に基いて、地主階級から急角度の契約解除に脅やかされねばならぬ重大なる危險に晒らされる。

## 五、解約權の擅なる横行

賃貸人は第十一條によつて例へば五ヶ年の期間を附して小作人と小作契約を締結しても爾後契約の更新を拒絶せんとする意思があれば、期間満了前六ヶ月乃至一ヶ年内に相手方に對し更新拒絶の通知をするか、又は小作條件の變更に應

しない場合は、賃貸借を更新しない旨の通知をすれば、第十二條の規定に依つて永年の契約が一朝にして破棄出来る。然るに起案者は賃貸人に對し、小作地賣却の場合に於ける通知義務と同じ意味に於いて賃貸人に對し契約更新拒絶の通知義務を負はせたことに對し甚だしく社會政策的解釋を下して居るが、我々の解する所に依れば本條は然かく小作人に對し有利の關係に立つ規定でない。と云ふことはソレは單なる賃貸人の通知義務に止まり、小作人の承諾は條件ではない。従つて通告後小作人に異議がある場合は小作人は特別の合法的對抗手段を考へて契約更新の手續を取らなければならない。だがその場合賃貸人がソレに應ずるか否かは全然自由に任されてある。たゞ此の規定の意味が小作人に對し有利に働く反對の場合を考へれば、賃貸人が契約更新拒絶の通知を怠つた時に初めて「前賃貸借と同一の條件を以て更に賃貸借を爲したるものと見做す」

(第十二條)後段の場合丈けである。けれどもソレは地主の通知義務失念の假定の上に立つものであつて、利に敏い賃貸人の多くに之れを望み得ないことは今更此處に贅言する迄もないことである。のみならず本條の主要精神中には、賃貸人に對し小作條件の變更を示唆する。換言すれば小作人に對し不利なる小作條件を強請すべき側面の目的が秘められて居る。即ち中段に「條件を變更するに非らざれば賃貸を更新せざる旨の通知を爲さざる時は」と規定してあるが如きソレであつて、暗に地主に對し條件改惡の機會を教へて居る。更に此の點は次條に依つて一層條件改惡に進む。

第十三條 第八條又は第十條の規定に依る解約の申入ありたる場合に於いて其の申入後二ヶ月内に賃貸借の繼續に關し小作調停法に依る調停の申立の受理ありたるときは、其の賃貸借は調停終了する迄仍存續するものと看做す。但し調停の申立の却下ありたるときは此の限りに在らず。

前條の規定に依る通知ありたる場合に於いて其の通知後二月内に更新に關し小作調停法に依る調停の申立の受理ありたる時亦前項に同じ。

即ち本條は第八條の規定及び第十條の解除權留保の規定に依り、賃貸人より解約の申し入れ並に第十二條に依る期間満期更新拒絶の通知があつた場合には小作人に對し二ヶ月以内に小作調停法に依る應訴をなすべきことを規定し、其の調停期間中は賃借權が存続すると云ふにある。——と云ふ反對の意味は二月後に調停申請權も消滅すると云ふことである。——けれども既に賃貸人の一方的意思に依つて、契約の解除權と期間満期更新拒絶權が發動した後に於ける調停ではないか、此の調停に成立の可能性は全然あり得ない。其處で起案者は問ふに落ちず語るに落ちて、調停の申し立が却下されたときは契約の存続は「此の限りに在らず」と但し書きして居る。ソレ故に我々の斷言出来ることは、小作人に對する救濟規定でさへ既に本條の如く、殆ど任意規定化して居る以上、解約權の

横行を擅ならしめ、自由なる所有權の濶歩を賃借權の上に許す、ソレ以外の規定の何ものでもあり得ないと云ふことである。

## 六、埋葬された耕作權

更に進んで「小作地の賃貸借に付き期間の定めあること明かならざるときは其の賃貸借は期間の定めなきものと推定す」(第十四條)と規定し、期間の定めがあるか何うか不明なる程明らかに長い間の繼續小作を賃借小作以外の規定に於いて救濟せんとせず、不定期小作として取り扱ひ、既述した如く第八條の規定に依つて、期間の定めなきもは何時でも解約申し入れの出来る條件の中に包み込み、解約申し入れに對して争ひを生じた場合は、前記の如き形式を整へた合法的なる賃借權の埋葬所へ、送り込むで終ふ段取りを整へて居るのである。之れと殆んど同一意義を持つ規定が次の第十五條である。

第十五條 小作地の賃貸人は賃借人に背信の行爲なき限り、不當の事由に因り惡意を持つて解約の申入をなし又は契約の更新を拒むことを得ず。  
賃借人解約の申し入れ又は更新の拒絶が前項の規定に反することを主張せむとするときは、其申入又は拒絶の通知を受けたる日より一月以内に訴を提起することを要す。

表面から解すれば地主の不當の解約申入若くは更新拒絶を許さない所謂所有權の部分權利行使の制限であるから、社會的性質を帯びた規定と見ることが出来る。けれども問題は如何なる條件を不當と見るかに懸つて来る。抑も此處に言ふ不當の理由、惡意の申入とは何を意味するか、營利の爭奪を自由に認めて居る資本主義的思想から言へば、小作條件の變更即ち小作料の値上げは決して不當では無く所有權の權限内にある自由である。契約の更新拒絶を通知するも決して惡意ではあり得ない。ソレはよりよき營利目的を果す條件であるに過ぎな

いからだ。だから賃借人に對し第二項に於て解約の申入又は拒絶の通知があつてから一ヶ月以内に訴を提起すべき規定を設けた所で、何を根據として第一項の規定に反することを主張し得るか？而もその場合小作人に許される出訴權は一ヶ月以内と云ふ期間的制限さへも付けて居ることを見逃してはならぬ。

### 七、小作料一ケ年分限度の賃借權

法城の奥深く秘められた所有權が、我が小作法草案中に於いて如何に取り扱はれて居るか、武装した體は如何に外装を法衣で飾つても、袖から鎧がチラツク、斯案が如何に起案者に依つて社會的立法の法衣を纏はせられやうとも、その實體は私有財産制の強化を中心とする反社會的規定に依つて成立して居ることに間違ひはない。その中樞神經は第十六條である、賃借權の物權化、土地の先買



權、小作期間の五ヶ年限定、契約更新拒絶に對しては通知の義務負擔等々、ソレ等一切は畢竟するに鎧を秘むる法衣に過ぎない。法城の奥深く隠れて居る所有權が最後の正體を現はす直前の法衣である。之れからその實體を突き止めやう。

第十六條 小作地賃貸借に於いては賃借人が信義に反し、故意に賃借人を害する目的を以て小作料を滞納したるとき又は小作料全額の一年以上の滞納其他之れに準ず可きものとして命令に定むる滞納を爲したるときは賃借人は契約を解除することを得。

此の條文の持つ舊成法學の意味は債務不履行に對する所有權の物權的發動である。

換言すれば大義を反信義に取り、名分を故意の加害に理由付けて小作權に對する最後通牒と宣戰の布告を兼ねて居る。如何なることが信義に反し故意に小作

人を害する目的と言へるのか？そうした道徳的意味の問題は、法衣をかなぐり捨て、鎧の武装に立ち返つた所有權の赤裸々なる形に對しては問題とはならない。理由の如何を問はず、小作料の全額一ヶ年分を一ヶ年間滞納したとき、若くは引續き三年度に亘り各年の小作料を一部分宛滞納したるとき、又は滞納が二ヶ年度に亘り、其總額一ヶ年分に達したるときは別に命令の定むる所に依つて一條文の小作料全額の一年分以上の滞納其他之に準ずべきものとは小作法要綱の(四)に依つて以上の如く具體的に推定出来る。實際の場合には立法技術として命令に之を指定するであらう——契約解、の最後手段に問はれるであらう。所で此處に我々が注意しなければならぬことは、小作人が一定の要求を提出して小作料の一部分、例を挙げれば一反一石の小作料に對して、毎年一升宛を控除して支拂ひ、要求の貫徹を計つたとする。然かるに此の場合であつても、その年

數が三ヶ年に跨れば本條に依つて小作權は消滅を強請されるのである。條文の原則的立場から言つても一ヶ年分に相當する小作料の延滞が二ヶ年間に渡れば本條の適用を受けねばならぬ。だから結局斯案に依つて許される賃借權なるものは、結局小作料一ヶ年分の限度の上に立つ極めて薄弱なる空權であると言ふことを明確に意識出来る。

勿論我々は社會的正義を根據として一切を論ずる。今日の地主と小作人間に取引交はされて居る契約が對等の社會的經濟的地位に於いて決定されたものであるならば、契約上の義務履行として、一粒の延滞なく小作料は支拂はる可きであることを主張する點に於いて、敢て御用學者の後に落ちぬ義務觀念を持つものである。けれども我が國の現行小作契約が果して左様な状態に於ける正當契約であるか何うかに就ては、多大の疑問を持つのみならず、今日の小作料は

封建の暴制下に於いて強制徵稅の遺制を殆んど其の儘受け繼いで居る實情から顧みて、今日之れを社會的立法に依つて矯正することの急務に迫られて居る。然かるに條文は此の點に對して意識的に放任主義である限り、小作人が生活權擁護の大義に即して分配の公正を期す可く小作料の減免を要求し、其の要求貫徹の手段として、一時的に小作料の延滞を行ふが如きは、本條に言ふ惡意の滞納として取扱はざる救濟規定の項を考へねばならぬ。社會學的見地から主張される爭議權の合法性獲得は即ちソレである。然るに起案者は社會立法として重要な此の點を故意に逸して、一方的義務履行の強請だけを規定して居るのに過ぎない。批判して此處に到ると此の小作法草案なるものが何物であり、且つ亦本條の持つ意味が何んであるか恐らくは總ての讀者にハッキリして來たこと、思ふ。此處に本法の特長があり、此處に本法が超階級的立案に名を借り、その

實は明確なる階級立法として生れて居ることを裏書きして居る。少し不注意に見て來ると、小作賃借權並にソレに伴ふ權利を多少でも社會立法的に色彩付けやうとして居る項目がないではないから小作人に對しても設けられて利益する所があると誤信を抱かせる嫌がある。然し乍ら小作人に對する救濟規定に對しては、間髪を容れず同一規定の第二項若しくは但し書きに於いて、ソレと相反する意味の制限規定を加へることを忘れては居ない。反對に所有權に對しては、表面地主の反對に値する制限を加へる期定があると思つて落付いてよく検討すると、内質的には反つてソレを助長し、變通自在の橫行を許容する等、實に搔ゆい所へ完全に手を届かした貸貸人保護の配意が整へてある。その最も著しいのは第九條、第十三條、第十五條と及び第十六條の本條である。

## 八、部分辨濟の誘導規定

小作料の部分辨濟規定を設けたことは、地主側から言へば債務の部分的不履行を奨励するものとして、所謂公秩良俗に反すると言ふ非難も出來よう。然し乍ら第十七條の全文を見ると、果して言ふが如き意味を持つや否や、寧ろ此條の規定こそは非難者側を反つて擁護——部分辨濟が小作料減額請求の承諾に當らざる以上————することを目的とする規定であることを省みねばならぬ。反對に小作人に對しては部分辨濟の規定が多大の魅惑である。之れあるが爲に反つて條文誘導に逢ひ、その結果前第十六條の逆用を食ひ、小作權消滅の陥穽に落入る危険に立つことを知らねばならぬ。左は問題の第十七條の全文である。

第十七條 賃借人が小作料の一部の支拂を爲さんとする場合に於いては賃借人は正當の理由あるに非ればその受領を拒むことを得ず。

前項の場合に於いて賃貸人は一部の支拂を受領するも、之が爲小作料の減額其他の請求を承諾したるものと推定せらるゝことなし。

即ち第一項に於いては小作人に對し、一部分辨済の途を誘導して民法第四百九十三條及び四百十五條に依る債務滞納の責任を免れしむる規定となし、地主に對しては、「辨済の提供が債務の本旨に従ひて現實に行はれたる」ものではないと言ふ、民法上の理由の下に受領を拒絶することや、その部分に對する損害賠償等の要求を許さない規定ではある。けれども第二項の規定に依つてキツバリと地主に對し全額取得權を留保して居るが爲に、小作人に對し二重の危険を供與する。なせならば此の部分辨済の規定に小作人が誘導されて三ヶ年之れを續行すれば、既に一言した如く小作契約の解除に逢はねばならぬ。のみならず部分辨済に依つて地主に對し對抗資源を供與する結果を惹起するが爲めに、爭議の

客觀的情勢を硬化する危険に立つ。更らに追加して考へれば殘額部分の滞納に基く損害賠償の餘地を設け、その爲に相手方が全部の上に損害を生じたと主張すれば、第一項には許るされ乍ら第二項の規定に依り必然に民法上の規定を延用されて、全體に對する賠償請求をも受けねばならぬ。斯ふ見て來ると本條を非難する地主に反つて利益の規定であることが解かる。若しも本案が眞に賃借人たる小作者の權利を伸暢することを主眼とするものであるなら、此の點は次の如く換へられねばならぬ。「小作者の小作料減額要求は小作料鑑定委員會に於いて判定し公正なりと認めたる場合は其の部分を控除して支拂を爲すことを得、賃貸人は正當の事由なくして之れが受領を拒むことを得ず」となし同時に第二項は「賃貸人前項の小作料を受領したる場合は、小作料の減額請求を承諾したるものと推定す」となす可きである。斯く規定してこそ

初めて本條に内含する「争」の禍因が取り除かれるのである。然かるに原案の如く小作料の部分辨濟制を小作人の利益に於いて認める形式を取り乍ら、實際は小作料の延滞に依る地主の經濟的苦痛を輕減せんとする魂膽を秘めた地主救濟規定である限り、「争」の發端は此の規定から生れ、争議は之れに依つて明日に煽動される恐れがある。何せなら小作料の部分辨濟の行はれるときは、必ず小作料の減免要求が提出される時か、或は提出せんとする豫件の下にある時だからである。然るにその減額要求が部分辨濟——減免要求額を控除した、小作料の大部分支拂ひ——に依つて決濟されないとする時、争は求めずして其處に發生するではないか。而も此の條が小作料の部分支拂を誘導して賃借人を形式的に救助するとき、前第十六條の規定が背面から發動して小作人の賃借權を解消へと導いて行くのである。

更に亦此の規定と同巧異曲のものに、第十八條がある。「小作地返還の場合に於いて小作地に作物あるときは、賃借人は賃借人に對し、時價を以て之れを買ひ取る可きことを請求することを得」と當然のことを規定し乍ら、直に「但し賃借人又は轉借人が信義に反し、買取らしむる目的を以て濫に作付を爲したる作物に付いては此の限りに在らず」(第十八條)とソレを打ち消して居る。一體何處の閑人が所謂信義に反して濫に作付を爲さんとするものぞ? 作付には相當の費用と勞力の失費が伴ふではないか? 然るに起案者が敢て此の但し書を附する意圖は、小作地の作物を賃借人に對して買取らしめんとするのがその本意ではなく、その買取を逃避せしめんとするにある。その爲に「信義に反し」「買取らしむる目的を以て」濫りに作付を爲し「たる場合と、例外規定を存して此の點に物を言はさうとするのである。こんな小さな條項に於いてすらも、起案者の所有權者偏

重の起案思想が、その顔をチラツカせてゐる。然るに次條の第十九條有益費償還の場合に於ける地主の義務に對しては、更にハッキリと貸貸者の利益保證に當り、現行民法に於いて認められて居る規定さへも此處では蹂躪し盡して居る。例へば民法六百八條に依れば、賃借人の負擔に屬する必要費を出したときは直にその償還が出来、亦賃借人が有益費を支出した時も、地主にその償還義務を負擔せしめて居るのである。

(註) 民法六百八條、賃借人が賃借物に付き賃借人の負擔に屬する必要費を出したるときは賃借人に對して直ちに其の償還を請求することを得—以上必要費—

賃借人が有益費を出したるとき、賃借人は賃借終了の時に於いて第九十六條第二項の規定—占有者が占有物の改良の爲に費したる金額其他の有

益費に付いては其の價格の増加が現存する場合に限り回復者の選擇に従ひ其の費したる金額又は増價額を償還せしむることを得—に従ひ其償還をなすことを要す、但し裁判所は賃借人の請求に因り之に相等の期間を許與することを得。

### 九、有益費償還請求權と涙金(作離料)

前述の如く現行民法に於いては必要費の償還と、有益費の償還を賃借者に義務付けて居る。而も賃借人の此の償還義務は、賃借人の權限に於いて自由に下したる費用を意味し、敢へて賃借者の承諾あると否とを問はないのである。然るに本草案に於いては必要費の償還義務は賃借者の利益に於いて全然オミツトして終ひ、纔かに有益費支出の場合に於いて、賃借者の承諾を得てなしたる

部分のみに就いて償還義務を付して居るに止まる。全文は左の如くである。

第十九條 小作地返還の場合に於いては賃借人は命令の定むる所に依り賃借人に對し其の承諾を得て爲したる客土、灌溉排水工事等小作地の改良の爲に支出したる費用其の他有益費の償還を賃借人に對し請求することを得。

前項の規定に異りたる慣習あるときは民法上の返還請求權に大なる制限を食ひ、地主の承諾なしには一切の土地改良行爲が小作人の負擔に於いて爲さればならぬと云ふことになる。有益費償還請求權を成立させる爲には絶対に地主の承諾を求むることを要件とする。けれども思ふ。賃借人の土地改良行爲は土地の生産力を増大させることを以つてその主眼とする。此の目的の下に行ふ實際行爲には、大自然を對象とする作業である限り、急迫事情等も往々にして發生し、而も賃借者が不在者である場合、實際に於いて一々其の土地に就いて事前

の承諾—事後に於いては否定される—を求め得られ易い條件には置かれて居ない。斯くの如き場合に於ける有益費支出をさへ、此の規定を以つて律しやうとすることが、果して一國産業の總合目的に添ふ所以であらうか？有益費—必用費も—償還請求權の發生要件は土地改良に基く生産力の適當保護にその根據を置く。従つて苟も小作人の負擔に於いてなされた土地改良並にその土地の生産力増加の事實が存する以上、之れに向つて小作立法はその權利を確認し生産力増加に努力した者の功勞に報ひねばならぬ。ソレは必然に賃借人の土地價格の維持であり向上を結果した行爲でもある。

けれども本條に於いては賃借人の承諾なき土地改良は如何に善意の行爲でありその爲に土地の賣買價值が著しく向上して現存しやうとも、それは總べて賃借人たる地主の不勞所得に歸するのである。其處で小作人に取られる最後の合

法的手段は、民法六百六條を積極的に利用し「賃貸人は賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をなす義務を負ふ」の項に依り修繕を廣義に解して、地主負担に依る土地改良行爲を求め、之れと交換條件の下にのみ、小作人負担の土地改良に對する承諾を、地主に對して求むる戰術が餘されて居る丈けである。更らに第二〇條の規定は作物の買取價格又は有益費の償還額に關し協議不調の場合を想像せる裁判所の調停手段であり、第二十一條は前條の場合に於ける賃貸者に對し土地返還の促進手續を取らしむる供託規定であるから地主の一方的戰術を助成する點に於いて問題であるが、ソレよりも一條飛んだ第二十三條以下は、小作人の生活權確保の立場から論じて餘りにも重要規定であるから直ちにソレに移る。

第二十三條 賃貸人が第八條若しくは第十條の規定に依り解約の申入を爲したる場合又は第十二條の規定に依り契約の更新を拒みたる場合に於いては賃

賃人は賃借人に對し契約を以て定めたる一年分の小作料の全額以下十二分の一以上に相當する額の範圍内に於いて作離料を支拂ふことを要す。

賃貸人は作離料の支拂と引換に賃借人に對し小作地の返還を請求することを得

本條は不定期小作(第八條參照)若しくは定期小作にして中途解約權を留保(第十條參照)したるもの又は定期小作期間終了後、賃貸人が契約更新を拒絶(第十二條參照)したる場合に於いて、賃貸人が賃借人より土地を引取らんとするには契約に依つて定めた最高一ヶ年分、最底一ヶ月以上の小作料に相當する作離料を支拂ふことに依りて、ソレと引換に土地返還を求めることが出来る規定である。此の作離料が如何なる根據に依つて決定されたかを問題とする前に、我々は先づ第一に小作人の不安なる生活權を思はねばならぬ。彼等の生活手段は結



局最高一ヶ年分以下、最低一ヶ月分に相當する小作料の範圍内に於ける涙金にしか値ひしない権利上のに依存して居るのではないか？而も此の貧弱な権利の上に繋る賃借人の全家族の生命が托されて居ることを思ふ時。何人か其處に暗涙を浮べずに居られようぞ!!!

而も問題は作離料決定の根據の上に戻る。作離料は一般に言ふ退職手當金であり、失業賠償金であらねばならぬ。然るに一旦土地を手離せば土地耕作以外には容易に生活手段を見出すことの出来ない農民に對して、不用に歸する農具の賠償金にも當らぬ作離料を拂ふて、土地の返還を求めることが果して本法案の目的か？今日一般に言ふ耕作權の賠償は土地の賣買に對し、最高二分の一に達し、少くとも四分の一以上であるのを普通とする。特に市街地近接町村に於いては、所有權の價格よりも耕作權の價值の方が尊重されて居る。従つて一般小作

人は如何なる賠償を得ても土地返還の希望等を有するものではない。ソレ故に作らる可き小作法案中の作離料は其の名を捨て、耕作權料となし、右の事實に依つて當然に推定出来る客觀的條件に基き、小作料十ヶ年分以下三ヶ年分と決定して、小作人に影響する失業の危険を遞減し、以つて社會に供與する耕地の生産能力を高め可きである。

### 一〇、作離料不拂契約解除權の確立

既に作離料の額に就いて相當の異議があること、前述の如くであるにも拘らずその僅少作離料でさへも、各種の條件が規定され、結局如何にせばその支拂を不用に歸することが出来るかを討尋して居るかに見ゆる。ソレは第二十四條である。

第二十四條 前條の規定は左の各號の一に該當する場合に於いては、賃貸人

が第八條若くは第十二條の規定に依り契約の更新を拒みたるとき、又は第十二條の規定に依り契約の更新を拒みたるときは之れを適用せず。

一、賃借人の責に歸すべき事由に因り賃借人が小作地賃貸借を解除することを得べき事由存するとき、

二、小作地賃貸借の更新を爲す慣習なきとき、

三、第十一條第二項の規定—(即ち兵役、疾病其他已むことを得ざる事由に因りて自ら耕作すること能はざる爲一時土地を賃貸する場合又は土地使用の目的の變更其他特別の事由に因りて五ヶ年以上賃貸すること能はざること明かなる場合—)に依り小作地賃貸の期間を定めたるとき、

右の規定に依れば殆んど大部分、實際には一文の作離料支拂を行はず小作權は解消出来る。従つて第二十三條の規定はホンの申し譯の爲の死文に過ぎない

最も右第三號の場合には當然の規定であるが、斯くの如き事由の發生は、全體から見れば極めて稀有の例であつて、殆んど問題とするに足らない。第二號に到りては我が國の普通小作契約を判別する標準に依つて決定する問題であつて、立法の根據が定期小作にして従來契約更新を行はず、圓滿にその期間を満了し契約が終了する場合には作離料を支給しないと云ふ趣旨なら、我々はソレに對しては反つて作離料支給を必要條件とするものである。亦第一號の「賃借人の責に歸す可き事由」と抽象的に規定してあるが、若し此の點を廣義に解して行くならば、契約申入の不諾、更新拒絶通告の拒絶、地主の主觀的解釋に依る債務不履行等悉く此の内に包含されるから、殆んど全部の小作地返還實行の場合に作離料支給は行はれず決定されるであらう。極端の引例をすれば、小作證書の入れ方が一日遅れ、小作料の支拂ひ時間が半日遅れ、小作米質が幾分低下した、

或は亦地主の指定した米種を選ばなかつたと云ふ簡單の理由でも、やはりソレは小作人の責に歸すべき事由と結論付けられる恐れがある。左様な些末に拘泥した「争ひ」はないと云ふなら問題は無いが、僅か一ヶ月分の作離料で永年の小作契約を解消せんとするとき、ソレすら支拂ふ必要なしと、主張する程貸人の神経が尖鋭化して居る時には、從來の實例に鑑み我々は然かく輕々の判断を下し得ないのを遺憾とする。

殊に我々の信頼出來ない點は、第二號の規定の如く「小作地更新をなすの慣習なきとき」等と始んど我が國の通例小作慣行を無視した規定を平然として行ひ、一度び契約が成立すれば十年二十年の長きに渡つて更新されることなく小作の繼續される不文律の成立を知り乍ら、之れに對して作離料不拂の伏線を引くが如きは其の意を解するに苦しまざるを得ない所である。而も斯くの如く消

極的支給を目的とする作離料を、若し賃貸者の意志に依つて支拂ひ土地返還の促進を望む場合には、「賃貸人は作離料の支拂ひに充つる爲め小作料一年分に相當する額を供託することを得」（第二十五條）さしめ、以つてその目的を遂行せしめんとするのである。

若し萬一其の作離料の額に就いて争ひのある場合は、第二十六條の規定に基づき、裁判所は鑑定委員會の意見を徴して左の各號事項を斟酌して決定することである。

- 一、賃借人の通常受くべき損失
- 二、賃貸人が小作地賃貸借を終了せしむるに至りたる事情
- 三、小作地の普通收穫高
- 四、小作料の額

五、賃借人が小作地を繼續して賃借したる期間

六、第七十五條の規定に依る償金の有無及額（以上）

作離料の最高額を一ヶ年に限定しない場合に於ける以上の斟酌であり、且つ作離料支拂ひを原則とする規定の上に立つ之れ丈の準備規定であるならば、如何にも合理的基準であると認め得るが、如何にせば作離料を支拂はないでも決濟出来るかと云ふ原則綱領に基く右各號の規定は、社會立法的に決して重要な意義を持つものではない。

而も右の作離料は解約決定の日より一ヶ年以内に於いて爲すことを要し、當該區裁判所は右に對する繫争を非訴訟事件手續法に依つて（第二十七條）處理し若しその判定に對して異議ある場合は二週間以内の期間中に即時抗告することを許す（第二十八條）が裁判所が職權を以つて取扱ふ事件は二十條より二十

六條に到る規定に依る申立である——を以て小作調停法に依る調停に廻付して決定したる調停判決に對しては不服を許ささない（第二十九條）今以上の諸規定を約言して見ると、本條の持つ意味は如何にせば賃借人の賃貸契約解除權を有効簡便輕經費で處理せしむ可きかを積極的目的にして居るものであり、その爲に小作權者が生活手段を失ふが、或は亦涙金でしかない作離料さへ手にすることが出来なくならうが、そうした杞憂に對する救濟規定に對しては全然無感心であると言ふことが出来る。

## 一一、團體協約權の微かなる現芽

小作地の個人的轉賃借に就いては原則として之れを禁止しなければならぬ。たゞ特別の事情ある場合にのみ例外として許さる可きである。その例外とは、

兵役、疾病其の他止むを得ざる理由に依つて、小作人自ら耕作を繼續することの出来ない場合を限つて一時的にその者の権利留保の爲め、應急救済としてその轉貸が許るべきである。此の意味の規定は草案では第三十一條となつて居り、大體に於いて此の條文は非難の餘地なき規定であると言へる。然し條文には當該小作人の非常時に對する救済規定が明文となつて居らず、但し書きに依つて命令に讓られて居ることが遺憾である。

從來小作地轉貸に關する弊害は枚舉に暇ない程あるが最も著しい例となるものは中間小作人に依つて小作ブローカーが行はれ、元々高い小作料が更らに一層騰まつて行くこと、地主小作間が直接關係でなく間接關係に渡るが故に、争ひが必然に紛糾する傾向が顯著であることであつた。精神的には中間小作人の小作人搾取の様式が悪辣に流れる爲め、小作人に及す思想的影響が特に甚だし

いことにあつた。だから此の轉貸借を嚴禁することは極めて當然のことであるが、ソレと同時に小作地の轉貸禁止に對しては、當然に次の如き脱法行爲が想像される。即ち小作管理の形式に名を借る事實上の轉貸行爲者の現はれることである。之れに對しても特別の制裁規定が考へられなければ佛作つて靈を入ぬれ恨みが伴ふ。

例へば東北地方の如き大地主の數多介在する地方に於いては、從來の轉貸小作人が從來の如く大地主の手許から一纏めに大面積に渡る小作地を借り入れ、之れを改めて小區分し、實際の小作人に貸付けて又小作料を差益した者が轉貸禁止の爲め、今度は地主の權限を代理する管理形式に改め、事實上從來通りの轉貸小作を繼續するに到る、所が例へ管理形式を取つた所で俸給名儀又は小作料取立料等の名目で從來の又小作料と同額が徴收され、折角禁止した規定の趣

旨を全然没却する違法行爲を行ふに相違ないから、之れ等をも共に禁止すべき規定を明文とする必要がある。然るに草案では此の點の用意を全然缺いて居る。翻つて第三十三條より第三十六條に到る關係規定中我々の見逃すことの出来ない規定は、「産業組合其他營利を目的とせざる法人又は團體が賃借したる小作地」に對して特別に轉貸し得る規定を設けたことである。此の規定は萬瓦の中の一玉に値ひする。此の規定こそは更らに守り立て、次ぎの時代への紐帯となすべきである。

第三十三條 産業組合其他營利を目的とせざる法人又は團體が賃借したる小作地を團體員に使用及収益せしむる場合に於いては第三十一條の規定は之れを通用せず、市町村其他公共團體が賃借したる小作地を其の住民に使用及収益せしむる場合亦同じ、

前項の團體員又は住民が其の小作地を第三者をして使用又は収益せしむる場合に於いては前二條の規定を準用す、

即ち第一項に依つて産業組合若くは營利を目的とせざる法人又は團體—此の内には當然に新興階級の任意團體たる農民組合も含まれて居ると解す可きである—が地主と一種の團體的協約に依つて小作權を取得し、其の團體員に對し使用収益せしむる場合は法の禁ずる轉貸と認められないのである。従つて小作人は今後此の第三十三條を極度に活用して、最初餘り現状と異らぬ團體小作式個別耕作を以つて集合契約制を確立し、更らに第二段階に於いて團體協約制協同經營の小作形態を完成すべきである。此のお膳立が圓滑に進捗するならば、日本の農業形態は此處に決定的な新生面を開き、新興農民階級の經濟的従つて社會的地位は此處に於いて飛躍的な發展を遂げ得るであらう。惟ふに我が國の農

業が行き詰りの現状態にあるのは、自作形態と言はず、小作形態と言はず餘りにも個人的小企業經營であるが爲めに、資本の極度集中形態を取つて居る商工業經營に、その組織の上に於いて壓倒されて居ると云ふことが重なる原因をなして居る。

然るに同じ農民層の中に於いて地主丈けが別箇の經濟的地位を占めて居る理由は、勿論他に幾多の原因もあるがその内でも所有權の集中、即ち土地資本の集中を基礎とした地代經理の地主經濟形態が完成して居る賜物であると言へる従つて其の他の農民層と雖も資本の集中形態に代る經營形態の集中組織を以つて之れに對するならば、農業が今日に現して居る不利の態様を或る程度まで遞減することが出来るのである。故意か偶意か知らぬが、兎も角時代意識が小作法案に反映して、第三十三條を規定せしめたこと云ふことは、今後の農業を如何にすべきかを思ひ悩むものに取りて、重大意義を持つ觀點である。惜しむらく

は團體協約制の確立を重點とした規定でないことだ。

## 一一、永小作權解消への積極的規定

此の小作法案が假りに小作期間の最短期限を二十年と限定したとすれば、民法上の現行永小作規定の如きは、當然に整理して差支へないものであつた。然るに斯案は第十一條に於いて既述の如く「其の期間を定むるときは之れを五年とす」と其の最短期限を決定して居るが爲に、現行されて居る二十年を最短期とする永小作權は未だ一般小作に比し特別の地位を與へられて居る。然し乍ら此處で我々の疑問となるものは、永小作と普通小作の區別を法律上何んに依つて區別するか、其の差が餘りにも不明確であることだ。勿論農政學的には其の區別は判然として居るが、法律的には僅かに登記手續を過程して居るものを舊來の如く永小作と見做し、然らざるものを賃貸借上の普通小作と見做すだけで

あつて、何等其他に一般を首肯せしむるに足る根拠を示して居ない。然も現實問題としては未登記の永小作權が決して尠くはない。而も之れ等の永小作地に對して、年々可なり多くの訴訟沙汰さへ繰り返へされて居る。故に斯案が小作爭議の解決をもその目的の重用部分とするならば、此の種の訴訟行爲に對しても特別の留意をなす可であつた。然るに斯案は之れ等未登記永小作地に對する總則的規定は固より、ソレを判定せしむるに足る何等の規定をも考慮されては居ない。第五章に於いて五條に渡り永小作に關する規定を設けては居るが、僅かに永小作權の効力及び終了を規定して居るに止まる。その内比較的重要規定と見る可き第三十八條及び第三十九條を見るに、

第三十八條 果樹の栽培を目的として永小作權を設定したる場合に於いては其の永小作權の存續期間は二十年以上七十年以下とす、若し七十年より長

き期間を以つて永小作權を設定したるときは其の期間は之れを七十年に短縮す。

前項の永小作權の設定は之れを更新することを得但し其の期間は更新の時より七十年を超ゆることを得ず、

第三十九條 永小作權の期間満了の後永小作人が耕作を繼續する場合に於いて永小作地の所有者が之れを知りて異議を述べざるときは前契約と同一の條件を以て更に存續期間二十年の永小作權の設定ありたるものと推定す。

第三十八條に於いて從來最長期五十年であつた永小作期間を果樹栽培の場合に限り二十年延長して七十年としたことが特別に目立つ、(但し永小作權による果樹栽培面積は全體として小部分である。)第三十九條に於いては前條の期間延長とは反對に現行民法上の永小作更新の期間でさへ五十年であるにも拘らず、



之れを三十年間短縮し二十年として居る。我々は普通小作の最短期間でさへ、二十年に限定せんとする意嚮を持つて居るにも拘らず、起案者は永小作の更新期間に對し二十年間に切り下げの暴舉を敢へてして居る。のみならず第四十一條に於いては永小作權解消への手續として、民法二百七十六條の規定に依る「引き続き二ヶ年以上小作料支拂ひを怠りたること」を理由として、一ヶ月を下らざる期間を定めて支拂催告をなし、支拂はざるときか亦は破産宣告を受けたる場合は、何時でも永小作權解除が出来る規定を設けて居る。然るに思ふ。將に作らる可き社會立法に不幸にも破産宣告を受けたる場合の弱點に乗じて永小作權の解消をなすが如きを妥當の合法的手段として許る可きであらうか？更に亦二ヶ年小作料の滞納に依る解消であつても永小作地の中に永小作人の財産が殆んど投下され切つて居る現状や現行永小作成立過程に顧みて普通の勞費で

は絶対に贏得出来ない永小作權獲得の困難を思ふとき、此の規定は餘りにも酷である。毫も永小作權保護に重點を置かず、その解消への手段を急ぐ誤つた整理觀念に出發した規定を規定せんとして居るものだと言はなければならぬ。翻つて小作料に對する規定を見るに、斯案にも新時代の飛沫が飛び込んで、高過ぎる小作料に對し、減免權の原始形をチラツカせて居る。即ち第四十二條はソレに當る。

第四十二條 不可抗力に基く收穫高の減少を理由とする小作料の減額又は免除の申出は收穫着手の日より遅くとも十五日前に之を爲すことを要す、但し宥恕すべき事由あるときは此の限りに在らず。

右は收穫高の減收に基く小作料の減額要求權を期限を付して認容しやとしようて居るのである。事柄は決して非難すべきではないけれども、斯くの如き減免權

は減免權と言ふより封建時代以來の慣習權を明文規定に置き換へられた丈けに止まる。新時代の減免權は小作人の生活權を基調として割り出されたものでなければならぬ。然かるに斯くの如き近代的色彩を帯びた要求權は、未だ斯案の規定中にはその片影すらも止めて居ない。のみならず斯案の重大缺點は争ひの根源となつて居る小作料の合理的相當額に對してはその輪廓さへも示して居らず徒らに技葉問題の方法規定にのみ走り、本體の中心に向つてノスを入れようとしなない嫌がある。之れでは何時まで立つても小作料を中心とした争點を決定してソレに對する解決點を見出すことは出來ないと思ふ。況んやまして收穫前十五日に免除申出をなす可きことを規定する期日制限規定の如きは末の末の問題である。

### 一三、小作料制限規定の遺棄

小作料を中心とする争ひに對し小作立法上規定すべき要件は、先づ第一に小作料の合理的決定方法を規定することを必要とする。此の基準を決定せず、いくら減免申出期限や、檢見制の確立を計つた所で、問題の紛糾を解く譯には行かない。所で小作料の合理的決定方法は、決して簡單であるとは言へない。けれども要點丈けに對する規定を目的とするなら、必ずしも左様に困難であると悲觀するには及ばない。例へば

- 一、小作料の最高限度を新定すること、
- 一、小作料の最低限度を設定すること、
- 一、災害年度の減免率を特定して置くこと、

先づ右の如き大綱の決定をなし、細目に渡つては地質の差等、交通の便否、收穫高の調査、經營資本の多寡、公租公課の負擔額、勞力並に土地資本價格、一般物價と米價との權衡等一切の調査基準を決定して、小作センサスを行ひ、當該土地毎の小作料を實際に就いて新たに公正に決定すべきである。然かるに斯案は、第六章に於いて「小作條件の變更として十二條に渡る規定を設けて居るが、小作料の實額を合理的に決定する方法に對しては何等の決定がない。減收を理由とする小作料の減額要求權だけは前述の如く收穫前十五日の期限で申出せしめ(第四十二條)ソレに基き一方の相手方が檢見―等と云ふ封建的擄取を思はせる文字を殊更ら新立法に使用して居る。他に「毛見」と云ふ同意語で而も物溫かい感じを與へるテクニツクがあるにも拘らず―の申出をした時はソレを採用するが、その方法に就いて争ひがあれば、小作官の定むる方法に依つて行ひ(第四

十三條)ソレに要する費用は各當事者の負擔たることを規定(第四十五條)し更らに行政官廳必要ありと認めた場合には、如何なる機關か判定出來ないが兎も角命令の定むる所に依り減收調査委員をして減收調査をなさしめ(第四十六條)更らに他方當事者合意を以つて關係所在地を區域とする小作委員會に對し、争點に對する判定を請求することを得(第四十八條)さしめ、其の小作委員會の組織は別に勅令に依つて之れを定める(第四十九條)ことゝなつて居るが、ソレでも更らにその小作委員會の判定が「著しく不當であると認めるとき」は鑑定委員會と(第五十條)云ふ鶴的機關を以つてそれに配し、裁判所は此の委員會の意見を徴して小作委員會の判定を取消すことを得るが、此の判定には不服の申立てを許るさない。而して亦小作委員會の判定に不服のある場合は二週間以内に限つて異議の申立てを許すが、その後か又は申立棄却の裁判があつた場合

には其の時より當事者間にその判決が合意の「契約たるの効力」を生ず（第五十一條）と規定し、尙ほ當事者の合意を以つて一人若くは數人の仲裁者を選定して判定せしむる途も開いて居るが、仲裁者判定も前記と同一規定を準用する（第五十三條）ことゝなつて居る。

斯ふ述べて來ると、小作官、裁判所、檢見員、減收調査委員會、小作委員會、鑑定委員會、仲裁者と七段構への特別審査機關に依る判定方法を取つて居るから、善意に言へば極めて周到なる注意を以つて小作料を中心とする小作條件の改定に當つて居ると云ふことが出來、其の結果は公平なる判定を見る可きであることが推定出來る。けれども他面から言へば、小作料そのものに對する何等の合理的決定方法を示すものではないから、それは徒らに屋上屋を架する機關たるに止まり、之れに依つて小作料に關する問題は少しも解決されることは出來ない。

元々斯案の原則綱領は現行小作料を以つて合意の相當額と認定する前提の下に立つ規定である。従つて此の草案に現行小作料の當否を求めることが間違つて居るかも知れない。けれども我が國の小作問題の大部分は小作料の當否、適切に言へば現行小作料の高過ぎることに原因する争ひであり、之れに對する解決の一案として起案されたものが此の草案である以上、例へ其の他の規定は省略されやうとも、此の點に對し充分信頼するに足る公正規定がなされねばならぬ。然るに斯案は斯様な斟酌を全然加へては居らない。其處で問題は結局小作法案が現實法として施行されるに到れば、今日以上更らに兩當事者の間には入釜しい問題を惹起して、その爲に各種の特別機關が時の社會的背景を反映してチグハグの判定をすることが多くなることも想像出來る。亦兩當事者が各種機關を逆用して紛議の渦中に捲き込み、徒らに國費を亂費させる恐れさへあり、當然に

問題の解決には一向役立ち得ない所の立法化する危険を伴ふ。それ等の點に對し起案者は如何なる善後處置を取る心算であるのか？小作法案は當面を糊塗する彌縫法であつてはならぬ。問題の解決に進一步する社會的對策の成形である意味に於いて、その立案は積極的に嚴正であり合理的であらぬばならぬ。が斯案がソレ程に合理的であり嚴正を保つものとは我々には受けとれない。

#### 一四、小作關係中心民訴法の一形態

—小作權對抗力の消極的構成—

小作爭議の焦點は土地の爭奪を中心とする立入禁止の假處分と小作料の額に就いて鬭争する立毛差押の強制手段に集中する。農村の平和は此の兩手段が講せられるとき、颱風襲來にも比すべき暗黒な騷亂が捲起され勝である。立法者

は此の社會的現實の情勢に鈍角であつてはならぬ。土地返還の請求を基礎とする所有權の發動、其處には土地の立入禁止處分が進行して小作人の生活手段は奪はれて終ふのである。亦小作料の滞納を理由とする小作料債權が發動すれば小作人一ケ年の勞働の結果が、立ち所に立毛の儘で差押へられ、明日の食事手段でさへも奪はれて終はねばならぬのである。然かも此の場合小作人の生活權擁護を目的とする法律上の救濟規定は舊來の法規に求めることは出来ない。生活權の脅威を感じる場合、人民統治の組織中にある官吏でさへも減捧反對に團結する。況んや被支配被搾取階級である貧農者が生活權擁護の爲に振ひ立つ、蓋し止むを得ざる合理的手段ではあるまいか。實に小作人の生活權は小作權確立の基礎の上に立ち、小作人の衣食の手段は小作料の合理的經減に待つ。而も小作人の耕して居る土地の中には小作人の生命と財産の大部分が打ち込むであ

る。小作人はその財産を耕作の事實に依つてのみ守り立て、行くことが出来るのである。所がその大切な土地が従來地主の一方的意志に依つて餘りにも容易に引き上げられて終ひ、その爲に小作人が何んなに困らうが我が國の農業的生産力が如何に岨害されやうが、農村の社會不安が如何に醸されやうが——此の場合法律は刑法、治安警察、暴力行爲、治安維持等の諸法の形で反對制裁をする——法は敢へて之れを不問に付して居るのである。其處で作らる可き小作法案は此の點に特別の立法技術を必要とする。所が斯案第九章に於いては「小作料の供託」なる章を設け、十一條に渡る規定をして居るが、其の内ごの一條でもが法の救済から見放されて居る。小作人の地位を完全に擁護して居るとは謂はれない。試みに第五十四條及五十五條を見るに

第五十四條 小作料の支拂又は小作地の返還を命ずる判決に付き假執行の宣

言を爲す場合に於いて裁判所は申立に因り又は職權を以て債務者が相當額の保證を供託することを條件として執行を免る可きことを宣言することを  
得、

第五十五條 小作料の支拂又は小作地の返還を命ずる判決に付假執行の宣言ありたる場合に於いて第一審の受訴裁判所は債務者の申立に因り相當額の保證を供託せしめ其の執行の停止又は既に爲したる執行處分の取消を命ずることを得、

の如きは形式的に見れば今日まで斯様の場合に何等の對抗手段を持たなかつた小作人に對し、如何にも貸貸人の強制的處分から解放する有力の法的根據ではある。之れに依つて小作人も或る程度まで地主の強制手段に對抗出来るものかの如く判じられる。けれども實際は相當額の「保證供託」と云ふことが絶對

の條件である限り、その保證供託さへ收穫物を取入れた後でなければ行ふことの出来ない小作人は、之れに依つて少しも救はれる所はない。それ故に此の規定は保證供託を條件とする名目の下にその實は、賃貸人の債權に對し完全なる擁護——少くとも供託された丈けに取り損はない——條件であり、僅かに保證供託をなし得る一部小作人に對して執行免除規定となる丈けである。

更らに亦第五十六條に於いては「小作料に關し爭議を生ずる虞ある場合に於いて必要ありと認むるときは、裁判所は當事者の申立に因り、債務者に對し相當額の供託を命ずることを得」る規定を設けて居るが、此處にも亦賃貸人の債權擁護を目的とする事前供託に依つて債權者の利益を約束付けて居る。

即ち小作人が小作料経減要求を提出する虞ありと地主が認めた場合には、其の申立に基き直ちに債務者たる小作人に向つて「相當額の供託」即ち小作料の變

則的前拂ひを命じ得る規定を設けて居る。唯だ同條第三項に於いて「供託を爲したるときは其の事件に就き假差押を爲すことを得ず」と當然のことを當然に規定して居ること丈けが斯條中に特別に發見出来る位ひのものであらう。

次に第五十九條に於いては「小作關係の爭議に付き債務者に對し小作地の占有を解く假處分を命ずる場合に於いて、必要と認むるときは裁判所は執達吏に小作地の保管を命ずると同時に、債務者が小作地の現状の變更其他判決を妨ぐべき行爲を爲さざることの誓約を爲し又は相當額の保證を供託することを條件として小作地の使用を債務者に許し得べきことを命ずることを得」と規定して居るが、何れも相當額の保證供託が條件であり、誓約に依つて許るされる場合が例へ此の規定に示されて居るとは言へ、立法者の意嚮と執行者の解釋が異つた場合、小作人はその認定の程度に待たねばならぬ不安があるから、之れを原

則的規定として取立て、稱揚し得る譯には行かない。「小作料債權に基く假執行の宣言又は假差押をしたる場合に於いて相當と認むるときは執行裁判所は當事者の申立に依り債務者をして差押物の隱匿、毀損其他執行を妨ぐ可き行爲を爲さざることを誓約又は相當額の保證の供託を爲さしめたる上執達吏占有の儘債務者をして收穫を爲さしめ其他差押物に付き管理上必要なる處置を爲さしむることを得」(第六十三條)と規定して居る。此の前後の規定は何れも同巧異曲であつて、結局相當額の保證供託を條件とする地主債權特別處理規定であつて小作法草案として持つ可き規定ではない。ソレ故に之れ等は何れも民法の手續法たる民事訴訟法の一形態以外の何物でもない。だから所有權に對する小作權の對抗規定として見るべきとき、ソレは餘りにも消極的對抗力の構成である。

### 一五、(結論)——畢竟地主法案

之れを要するに本草案は、小作立法上當然に規定すべき小作料の相當額決定に對して何等の根據すべき規定を設けず、小作契約の全體に對する合理的改善の供與規定を不問に附し、たゞ僅かに小作料一ヶ年分を限度とする小作權の物權化を計つた丈けに止まる。だから其の物權的效果は、定期小作の場合五ヶ年の期間滿了に當面し、六ヶ月乃至一ヶ年以前に小作地賃貸借(敢へて斯案では斯様な變妙極まる長たらしい名を取つて居る)更新拒絶の申入れ(第十二條)があれば、直ちにその賃貸借關係は斷絶して終はねばならぬのである。けれども斯案が、眞に小作權の確立をその精神とする立法案であるならば、小作權を以て小作地賃貸借と云ふが如き物權的債權たるの地位に止めず、ハツギリと小作權なる普遍的常稱に改め、さうして物權として一切の法的條件を整へ、



完全に所有権と對立する地位を與へ、小作人の生活權を確保しなければならぬ。若し立法技術の必要から現行法と比較を計り登記を過程することを條件とするならば、その登記に際しては地主をして小作人の登記申出に對し理由なく同意を拒絶し得ない義務を付する規定をなすべきである。此處まで積極的に踏み出した立法形態を取らなければ、恐らく此の草案の全部は今後の小作問題に對し、新興農民の生活の展開を合理的に統御し得る規定たるを得ないであらう。

去り乍ら斯案の中に偶然にも消極的ではあるが、團體協約制の片鱗を覗はせ（第二十三條）形式的な爭議權——と言ふには餘りにも弱い——を認容（第十七條及び第四十二條第五十四、五條及第六十三條）して居ることは、我々の見逃し得ない規定である。勿論之れ等は時代精神の反映にして、所有權の横行が如何に強力であらうとも社會的重壓の加はるとき、ソレは當然に一步退却を餘議なく

せしめられたことを實證する。例へば第十七條の小作料部分辨濟の規定——之れは反對に地主救濟規定ともなる、小作人の不納同盟に依る要求貫徹手段に掛かると地主は爭議の決定する迄小作料が絶対に收納出來ないが、此の規定を利用すれば部分收納が出来るから地主はソレを對抗費用に充當出来る——の如きそれであり、第四十二條の收穫前十五日の期限付き減免要求權の如き、從來の小作慣行上不文律の嘆願權<sup>Q</sup>が要求權として成文化して居る。けれどもソレは起案者の意圖する規定ではなく、時代の重壓に依る反射的規定と見る可きであつて、起案者の本意は其處にあるのではない。だから他の規定に依れば折角芽生を見せたソレ等の權利を忽ち驅逐すべき規定を一法案中に盛つて居るのである。例へば賃貸人に與へた契約解除權若しくは更新拒絶權はソレである（第八條十、條、十二條、十六條、十八條、二十一條等）特に典型的な例證となるもの

は作離料新設に依る小作地返還請求權（第二十三條）である。小作權解消を積極的に意圖する爲には一ヶ年分の作離料供託（第二十五條）で充分となる。従つて例へ原則的規定に依つて小作人に對する權利が伸張されて居らうともソレには必ず例外規定が付隨して直ちにソレを否定し去つて居る。小作爭議が一度び法庭に廻つた場合の實際に當りて最も利用され可き規定は前項に述べた第七章の「小作料供託」であるが、コレとて既述した如く、小作人の極めて一部である保證供託の資力ある者にのみ執行處分を免除する規定であつて（第五十四、五七、八、九、六十條、六十三條）多くの小作人は立毛を差押へられて終へば唯一の収入源である作物の收納不可能に終るから、保證供託をするにも、その經濟的便宜を持ち得ない關係に置かれる、土地立入禁止處分の場合に於いても亦同様である。土地の使用収益を禁じて尙ほ且つ小作人に相當額保證供託をなせばその

執行を停止するか、又は處分取消しを行ふと規定しても、事實耕作を繼續出來ない状態に置かれてその保證供託を爲す可き方法はない。斯くの如きは全く難きを小作人に設けてその不能を見通した、規定と見る可きである。而も斯くの如き各種規定は客觀的には大なる反社會的規定たることを意味する。立毛差押、立入禁止に依つて農業的生産力の障害、食糧補給上の支障、國富増進の否定、延いては一般民衆に對する生活脅威等を招致する。言を強めて言へば立法者は殊更ら好むで社會的秩序を亂さんとする矛盾を内含する規定を試みて居ると言ふことが出来る。

以上各種の點より批判して斯案は最も巧妙に所有權の不變的地位を永久的に保障し、地主の利益を最も腕曲に代表する法案である。其處には小作法案として認め得る、そうして農村の今後に於ける社會的新秩序を完全に維持すべき何

等の基準も盛られて居ない。従つて此の草案は全體として應急的經過法案である以外の何物でもない。畢竟するに本案は民政党内閣―若槻内閣も濱口内閣も―が普選實施後に於ける農村の大部分層である小作人階級を小作立法の名に依つて魅惑し、社會政策の實現を仄めかして其の投票を誘引せんとする意圖の下に立案したものであつて、其の動機には過分に政治的不純の意味が認められる。従つて此の程度の法案にせよ彼等は之れを眞に實現せんとする熱意を有するか否かに就いては多大の疑問を存する。ソレはブルジョア經濟を一環とする地主經濟最高の命令に服さねばならぬからだ。(昭和五年一月二十八日)

昭和五年二月一日印刷  
昭和五年二月三日發行

濱口内閣の小作立法批判  
定價金五十錢

著者 中澤 辨次郎

東京市京橋區入舟町一ノ四

發行兼印刷者 野口 時三

東京市京橋區入舟町一ノ四

印刷所 日勝社印刷所

東京市京橋區木挽町二ノ二三

帝日通信社出版部

電話京橋三八三九番  
振替東京八二三三七番

東京市外荏原町戸越一一四九

食糧評論社出版部

振替東京六三九〇七番



發行所

發賣所

323

486

## 著 郎 次 辨 澤 中

### 覽 一 錄 目 作 著 三 十

- 一、「社會正義と米麥混食」……………(四六版百六十八頁)(定價一圓八十錢)
- 一、「舊態農業全滅論」……………(四六版但絶版)(定價五十錢)
- 一、「小作制度論」……………(菊版函入四百五十頁)(定價三圓八十錢)
- 一、「農民生活と小作問題」……………(菊版函入四百十頁)(定價三圓五十錢)
- 一、「最近の小作問題」……………(四六版二百十七頁)(定價一圓五十錢)
- 一、「岐阜縣に於ける小作問題の研究」……………(四六版三六頁)(定價二圓二十錢)
- 一、「資本主義と農村問題」……………(四六版函入二百五十頁)(定價一圓)
- 一、「小作問題の新展開」(四六版函入)三百八十五頁(定價二圓五十錢)
- 一、「農村問題概論」……………(四六版五百頁)(定價二圓)
- 一、「社會立法としての小作法」……………(菊版二十八頁)(定價二十錢)
- 一、「府縣普選法解説」……………(三五版九十九頁)(定價二十錢)
- 一、「農業政策改革論」……………(四六版五十頁)(定價五十錢)
- 一、「耕作權の確立」……………(四六版二十八頁)(定價十錢)

終

